

**大分県人権尊重施策基本方針〔改定版〕（素案）に対する県民意見の募集結果**

NO.	項目	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
1	第2章－1 人権啓発	「人権」を「自分事」としてとらえていくために、「幸せに生きる権利」として一人ひとりが考えていくための「啓発」に力を入れていく必要があると思う。	・人権啓発のめざす姿として、人権問題を自分ごととしてとらえ、差別の解消へ向けて主体的に行動することとしています。あらゆる場において啓発を推進していくます。
2	第2章－1 人権啓発	・NPO等の民間団体においても、人権啓発を担う人材の育成が必要ではないか。	・ご指摘を踏まえ、【現状と課題】に追記しました。「また、地域等の実情や人権問題に応じた啓発活動を推進するため、地域やNPO等の団体、職場等において、啓発活動を担う人材を育成する取組も必要となります。」
3	第2章－2 相談・支援・権利擁護の推進	・【基本方針】に相談窓口として、「NPO等」が上げられているので、【現状と課題】でも記述してはどうか。	・ご指摘を踏まえ、【現状と課題】に追記しました。「相談者が必要な時に相談できるように、県、市町村、法務局等の公的機関やNPO等の各種相談・支援機関が身近な相談窓口として浸透するよう、相談窓口の周知に努める必要があります。」
4	第3章－1 部落差別問題	・【基本方針】の（3）「公正な採用選考の確立」の項目について、たしかに同和教育がもたらした成果ではあるが、この問題は他の人権課題にも関係するものである。11様々な人権問題の（2）働く人の人権問題内に項目を設定してはどうか。	・部落差別問題と併せてご指摘の働く人の人権問題に記載しています。
5	第3章－1 部落差別問題	・部落差別解消推進法にある「実態調査」に取り組むべき。	・同法に基づき、国の行う差別の実態調査に協力することとしています。
6	第3章－3 子どもの人権問題	・こども基本法に関連して「子どもの意見表明権」についても記述すべきではないか。	・ご指摘を踏まえ、【現状と課題】に追記しました。「こどもは、成長発達過程にあるため、自己を適切に表現することが不十分な場合が多くあります。 <u>そのため、こどもが、年齢及び相手の意見を受け止めながら自分の思いをきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明をする力量を高めるための学習を進めていくことが求められています。</u> 」
7	第3章－3 子どもの人権問題	・こども基本法は、こども政策を総合的に推進することを目的として制定されたものであるので、その制定趣旨について記述すべきではないか。	・ご指摘を踏まえ、【現状と課題】を修正しました。「すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、 <u>こども政策を総合的に推進することを目的として、2023（令和5）年4月にこども基本法が施行されました。この法律に基づき、国や都道府県、市町村など社会全体でこども施策を進めていくこととなっています。</u> 」
8	第3章－5 障がい者の人権問題	・大分県障がい者計画では、第7節に「安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進」があるが、改定案の【基本方針】には、それに該当する項目がない。追加すべきではないか。	・ご指摘を踏まえ、【基本方針】に項目を追加しました。 <b>(6) 生活環境の整備、防災等の推進</b> <u>障がい者に対する配慮がなされた防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図るとともに、障がいの特性に応じた個別避難計画の作成を推進するなど、防災対策の推進に取り組みます。</u>
9	第3章－7 医療をめぐる人権問題	・コロナ禍では誤った、または恣意的な情報に住民が困惑・混乱することが多くあった。正しい知識の普及啓発や情報提供が重要ではないか。	・ご指摘を踏まえ、【基本方針】に追記しました。 <b>(2) 啓発活動の推進</b> 病気に対する偏見や差別は、認識不足から来るものが多いことから、市町村や関係団体、学校、事業所等と連携し、 <u>様々なメディアを通じて情報を提供し、正しい知識の普及啓発を図ります。</u>
10	第3章－8 性的少数者の人権問題	・トランスジェンダーの性別変更に関して特例法の手術要件に対する最高裁判決や、同性婚訴訟の地裁・高裁判決についても記述すべきではないか。	・ご指摘を踏まえ、【現状と課題】に追記しました。「国において、LGBT理解増進法が2023（令和5）年に施行され、地方公共団体の役割として、地域の実情を踏まえた県民理解の増進が努力義務として規定されました。 <u>同年10月に、性別変更において、性同一性障害特例法が規定する生殖機能要件は違憲との判断を最高裁が示しました。</u> 」

**大分県人権尊重施策基本方針〔改定版〕（素案）に対する県民意見の募集結果**

NO.	項目	意見の要旨	県の考え方及び反映状況
11	第3章－8 性的少数者 の人権問題	・【基本方針】の（1）に「学校における教育活動全体を通じて性の多様性についての理解を深める教育を推進します。」とあるが、「包括的性教育」についても記述してはどうか。	・性の多様性についての理解を深め、互いの人権を尊重する教育を推進していきます。
12	第3章－8 性的少数者 の人権問題	・性的少数者の生活上の様々な困りごとの中でも、医療に関するものが大きいと考える。連携する関係機関として医療機関も記述してはどうか。	・ご指摘を踏まえ、【基本方針】に追記しました。「関係機関等と連携して、学校や職場、医療をはじめ様々な生活上の困りごとの解消に取り組みます。」
13	第3章－8 性的少数者 の人権問題	・LGBT理解増進法制定など、社会現象を注視し、必要な情報発信を行う必要がある。	・社会の様々な状況を踏まえながら、県民の理解増進に努めます。
14	第3章－10 インターネット上の 人権侵害や AIをめぐる 人権侵害リ スク	・インターネットの範疇であるスマートフォンではあるが、近年スマートフォンの利用により青少年が犯罪被害に遭ったり、また、いじめや誹謗中傷により犯罪の加害者になる事案も多いと聞いている。スマートフォンについても言及すべきではないか。	・ご指摘を踏まえ、【現状と課題】に追記しました。「インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりする誹謗中傷など、人権に関わる様々な問題が発生しています。国の「通信利用動向調査」によると、2023年のインターネット利用率（個人）は86.2%、端末別の利用率は「スマートフォン」が72.9%でした。」
15	第3章－10 インターネット上の 人権侵害や AIをめぐる 人権侵害リ スク	・インターネット上の人権侵害への対応について、市町村との連携のほか、県のリーダーシップを期待したい。	・インターネット上の人権侵害について、国、市町村、関係機関と連携して適切な対応に努めていきます。
16	第3章－10 インターネット上の 人権侵害や AIをめぐる 人権侵害リ スク	・AIをめぐる人権侵害リスクについて、わからない、または無関心な層に対して、どのように啓発を行っていくか。	・AIについて、人権侵害リスクがあることの周知・啓発や、国における規制等の議論を注視し、広く県民に対して啓発に取り組みます。
17	第3章－11 (2) 働く 人の人権問 題	・働く人の人権問題に関して、働き方改革が進まない結果、劣悪な勤務環境が原因となって、鬱や自殺・退職につながることが社会問題化している現状がある。これらの問題について記述すべきではないか。	・ご指摘を踏まえ、【現状と課題】に追記しました。「県労政・相談情報センターを始めとする労働相談窓口には、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメント、いじめ・嫌がらせ等に関する相談が依然として数多く寄せられており、職場におけるハラスメントが社会問題として顕在化しています。」